

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件 新旧対照条文
 ◎動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設備の管理）</p> <p>第四条 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 ケージ等に給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>二 六（略）</p> <p>（動物の管理）</p> <p>第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ ホ</p> <p>へ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管する動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に保管すること。</p> <p>。 競りあつせん業者が、競りの実施に当たつて、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（設備の管理）</p> <p>第四条 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 ケージ等に給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>二 六（略）</p> <p>（動物の管理）</p> <p>第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ ホ</p> <p>へ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管する動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管することが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に保管すること。</p>

ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管する環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及びねこ以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

リ (略)

ヌ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。

ル 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

ヲ (略)

二 飼養施設等における動物の疾病に係る措置は、次に掲げるような方法により行うこと。

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健

ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管する環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。

チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

リ (略)

ヌ 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において、展示を行わない時間を設けること。

ル (略)

二 飼養施設等における動物の疾病にかかる措置は次に掲げるような方法により行うこと。

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健

康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物に接触させないようにすること。競りあつせん業者が、競りの実施に当たつて、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

ロ、ホ (略)

三・四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ (略)

ハ (略)

六 (略)

(その他遵守すべき事項)

第六条 第二条から前条までに掲げるもののほか、動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一、三 (略)

四 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

康であることを目視又は導入に係る契約の相手方からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物に接触させないようにすること。

ロ、ホ (略)

三・四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ (略)

ロ (略)

六 (略)

(その他遵守すべき事項)

第六条 第二条から前条までに掲げるもののほか、動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一、三 (略)

四 動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

五
(略)

六 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

五
(略)